第２回障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会　委員意見

資料　1

No.	目標	施策	委員質問	事務局回答	補足
1	1 一人ひとりの発達・成長を支援する	1 切れ目のない発達支援システムの充実	チャレンジサポートの巡回相談の中に特別支援学校は含まれているのか。特別支援学校を卒業した後も湖南市の事業所でかかわるサポートを受ける対象に入っているのかを確認したい。	（伊地知委員回答）三雲養護学校の教育相談担当教諭と日頃から連携しており、特別支援学校の進路を選ばれる方は市として把握しています。特別支援学校に進んだ後も、三雲養護学校の教育相談担当教諭と市の巡回相談員の定例会議を行っており、地域の巡回相談員と児童生徒の情報共有を行い、支援の必要性について把握し引き継いでいます。	「不登校ネット・巡回相談員連絡会議」年12回 構成員：滋賀医科大学名誉教授・市内巡回相談員・発達支援室・学校教育課・ふれあい教育相談室長・三雲養護学校巡回相談担当・発達支援室・家庭児童相談室室長・子ども家庭総合センター所長 LD/ADHD教育振興に係る専門家による事例検討会議　年６回 構成員：滋賀医科大学名誉教授・通級指導教室担当・発達支援室・学校教育課・三雲養護学校教育相談担当・発達支援室
2		1 切れ目のない発達支援システムの充実	「資料6」P3施策1の取り組みの方向性について、「予防の観点」「強度行動障害」を含む項目を1つ追加していただきたいです。	強度行動障がいは、本人の障がい特性と不適切な関りが継続してしまった結果、発生してしまう二次障がいです。幼少期からの環境調整や周囲の理解、専門的な関りを行うことで、誤学習に陥ることなく、補助代替え手段を含めた適切な支援を受けることが重要となります。家庭支援を含めた予防的観点からの切れ目のない支援の重要性について、取り組みの方向性に記載します。	
3		3 教育・保育の充実	インクルーシブ教育に関して、副籍制度や普通学級と特別支援学級の関わりの回数を増やすなどの数値を盛り込むことはできないか。副籍制度の交流が、年３回では少ないのではないか。	（伊地知委員回答）回数よりも質に重点を置いて取組んでいます。副籍制度の利用を希望される方は、幼児期の園生活で地域で過ごしていた経験のある方が多いです。まずは、３回の交流をどの様に活かすかという視点も持っており、現時点では回数の検討はしていません。	
4			ここあいパスポートを意味のある活用につなげていくためにはどうしたら良いか。社会の仕組みも変わっている中で活用されなくなっている背景を追わないといけないのでは。ここあいパスポートを活用しないケースをどうしていくか。	学生の時期にここあいパスポートを使える場面が少なく、大人になって自分の状況がまとまっていないケースが多くあります。この現状を受けて、３年前から市内の小中学校の特別支援学級全てに配布しています。 特別支援学校においても作成した個別の支援計画をここあいパスポートに必ず挟みこむなど、保護者任せにせず、活用できるような仕組みとして、教員が取り組んでいきます。	令和７年度特別支援学級の在籍状況（令和８年３月31日現在） ・小学校40クラス、238人（知的106人・難聴1人・自情131人） 全体生徒数に対する割合8.4%（238人/2,832人） ・中学校25クラス、151人（知的63人・難聴1人・自情86人） 全体生徒数に対する割合10.3%（151人/1,455人）
5		成果目標	相談支援では根本的な解決には至っていない。そのためには家庭介入が必要になり親御さんや関係者の理解を得ることが大切。第８期障がい福祉計画の成果目標④に「県の機関とも連携し」を入れてはどうか。	ご提案頂いた「県の機関とも連携」については、家庭支援機関として既に連携しており、市の考え方の中で具体的に示します。	
6		指標	新しい指標は今はこちら側からどれだけ提供できたかの数しかない。実際に一人ひとりに支援ができていたのかをはかるには、不登校の数など結果に陥っていないか等の数をみて指標となるのではないか。	最終的な目標値はそこにあるべきですが、進捗管理として施策に係る実績を積み上げていくことが長期的な視点での成果につながると考えています。	

7		4 放課後等の居場所づくりによる生活支援の充実	第３次湖南市障がい者の支援に関する基本計画【改訂版】ではP34【19】日中支援事業（共生型）で年齢を限定せず・・・・とありますが、今回では【共生型】そのものが削除されているようですが、これについては他の項目・事業で総合的に取り組まれることになるのでしょうか。認識不足で申し訳ありませんが、現行の具体的事業、取り込みは何を指すのでしょうか？ 資料４では、19日中一時【共生型】４年度実績は無いようですが・・・・	会議資料６のP12に日中一時支援事業（共生型）については、記載していません。 現行計画のP34にある日中一時支援事業（共生型）については、目標４に日中一時支援事業（地域共生型）、過ごしや居場所のひとつとして位置づけます。また、ご指摘のとおり、令和４年度を含めそれ以降の年度も、共生型としての実績がありません。次期計画では、児童・成人含めての居場所事業として、改めて総合的な展開を図っていきたいと考えています。	
8	2 地域との関りをつくる	目標・具体的なまちの姿	目標２の具体的なまちの姿と目標名の変更理由は、何か。また、目標名を「自分らしく」「地域との関り」とするなら、指標は前計画と同じ尺度ではなく、幅を広げたものになるのではないか？湖南市は重層的支援などの様々な取組を行っているので再考した方がよいのではないか。生きづらさを抱える人への支援は？	現行計画では就労や余暇がメインでしたが、社会参加は就労だけではないという視点で、「自律」という考え方を大切にしていきたいと考えています。働くことに限らず自分らしく地域と関わっていくことを大切にしたいという思いをこめて変更しました。地域コミュニティにおける共生社会の考えについては、基本目標４でも深めていきます。基本目標２と４でどのようにすみわけて示せるかは事務局で再考します。	
9		5 社会参加の促進	地域活動に健常者と障がい者が、どれだけ参加したかの数をみるのも交流のあり方の１つの指標となるのではないか。	重要な視点ではありますが、社会参加の促進については、障がいのある人が主体的に地域との関りることを想定しており、「交流」の視点については、目標４支えあい、共生する地域をつくるで検討します。	
10			障がい者スポーツを行っているが障がい者の居場所としてのつながりが薄くなった。参加者が減っても継続することで、居場所や交流の場になると考えてはいる。	障がいのある人が個別で障がい者スポーツなどの行事に参加することは移動支援等にハードルがあり、日中一時支援事業を活用し居場所づくりと社会参加に繋げていきたいと考えています。まずは、単価や対象者の見直しを行ったことを事業者に広く周知し、参加登録事業所を増やして行くよう取り組みます。	令和７年度滋賀県障害者福祉センター年報より 年間利用実人数57,460人。うち湖南市の利用者787人（身体障害者手帳所持者266人、療育手帳所持者234人、精神保健福祉手帳所持者2人、介助者等285人）
11			余暇活動をスポーツだけではかるのか。文化活動やクラブ活動の参加者数も取り入れてはどうか。	地域で開催しているサロン事業の参加者を指標のひとつとして追加します。（Ⅰ型・Ⅱ型・ひきこもり支援・社協等） また、文化活動については、取り組みの方向性の中で、障がいのある人もない人も共に参加できる事業を積極的に実施していく旨を明記します。	令和７年度 地域活動支援センターⅠ型（1か所・延べ81名） Ⅱ型（1か所・延べ294名） ひきこもり支援ステーション事業居場所事業 （3か所・延べ161名） 社協サロン 発達支援室における「未来のアーティスト展」の試み
12		6 就労につなげ、働き続けられるしくみづくり	一般就労の就職件数について、一般移行数と、それ以外の一般就労件数に分けて計画の中に表記した方が、実態に即した評価や目標設定ができるのではないか。	資料６（P22）のように福祉施設等（就労移行、A型、B型）から一般就労への移行割合・人数を掲載する方向とします。一般就労へのステップアップの実態がより明確に伝わる分かりやすい表記に修正をします。	

13		6.7 一般就労につなげる仕組みづくり 福祉的就労の支援の充実	就労支援B型事業所における工賃の平均額の目標設定とありますが、具体的に幾らに設定されていますでしょうか？ ※例えば、現状工賃が月に１～２万円位であれば障がい年金給付が約７万円としても、グループホームの入居費、作業所や通院の移動費、医療費、生活費等の経費が賄いきれない金額かと思われます。	就労支援B型事業所における工賃の平均額の目標設定は、国の全体方針に基づき都道府県と事業所に置いて設定される数値になります。滋賀県において「工賃向上計画」を策定しています。	現行の第６期滋賀県就労収入向上実践計画（令和６年４月策定・令和６年から令和８年までの３年を期間）では、令和４年度の平均工賃月額の実績18,373円から547円ずつ増加することを見込んで設定されています。 令和６年度　19,467円 令和７年度　20,014円 令和８年度　20,561円
14		目標名について	「地域との関わりをつくる」というのは暮らしや権利擁護など、どの項目にも関係してくるが、市の行政の中に「地域との関わりをつくる」とか、「自分らしく地域と関われるまち」っていうのを入れていくには、メッセージングのあるものが必要なのでは。	目標２で目指す「地域との関り」の視点は、共生社会が進む中で、障がいのある人自らが主体的に関わりを持つことができる事業や活動において、実現できる地域との関り方です。 目標４で目指す「地域との関り」の視点は、障がいのない人が、合理的配慮や権利擁護、「障がい」への理解が進んだ地域社会が実現するという関り方です。主体を障がいのある人に置くか、地域社会の支えあいに置くかのすみわけで、整理を行います。	地域との交流、取り組み一例 ・三雲養護学校と地域における取組（東寺献上ごぼう） ・居住サポート事業に理解のある不動産業者
15	3 毎日の生活を支える	8 自立支援給付等による日常生活の支援	障がいを持つ子どものひとり親の保護者から学校を卒業してからの生活に不安があると意見があった。未来を見通せる取組を盛り込んでほしい。	日中の過ごしは、障がい福祉サービスと地域生活支援事業を組み合わるなど、１日に複数のサービスを組み合わせて支えています。しかし、地域生活支援事業にある日中支援事業の市内登録事業所は５か所です。制度の設計の見直しと事業所側への働きかけに努めます。	